

第12回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

日 時：平成24年1月17日（火曜日）

午後2時30分から

場 所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

1 開会

○司会 それでは、まだ若干名いらしていない委員の方がございますけれども、定刻を過ぎましたので、ここで議事の進行をしたいと思います。

まず、開会前でございますけれども、今回新たに就任されました委員の方をご紹介させていただきます。村田町の人事異動に伴いまして、高橋町民生活課長が新たに評価委員に就任しましたので、ご紹介いたします。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。前委員の後任ということで、暫任ということで、委員の皆様にご協力いただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、本日村田町の柴田副町長がお見えになってございますので、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

○副町長 どうも皆さん、こんにちは。本来ですと、町長がまいりまして委員の皆様にご挨拶申し上げるところでございますけれども、町長が来られませんので代わりまして、うちの方が紹介ありましたように高橋課長に前任の澤野課長から代わりましたので、その辺のあいさつを兼ねまして一言御礼の言葉を述べさせていただきたいと思っております。

本日は年の初めのお忙しいところ、我が村田町の懸案事項を解決するための竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査第12回評価委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

早いものでこの委員会が平成19年7月に発足して5年目を迎えようとしており、須藤委員長さんを初め、各委員の皆様には専門的見地からのご指導、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、平成20年10月16日の第5回評価委員会を現地で開催していただき、現地を見ていただいているいろいろ評価いただいたことに対しまして、遅ればせながら厚く御礼申し上げたいと思っております。

おかげさまで、処分場の状況につきましては、皆様ご存じのとおり浸透水の噴出や地下内部には基準値を越す鉛やヒ素、ダイオキシン等も測定され、地下水の水温も高く、まだ問題点はあるわけでございますけれども、ガス等につきましては多機能性覆土の施工によりある程度落ち着いてきているというふう感じておるところでございます。

町としましては、当面の支障除去をしていただきながら、的確な影響調査を継続し、住民の安全・安心を確保していただきたいと考えておりますが、この委員会の目的をはみ出すと思っておりますけれども、モニタリング等の調査結果の評価だけでなく、今後どのような形で事業の収束

を図っていくか、時間がかかるとは思いますけれども、実施方向等を検討していただきまして、ある程度の完了時期を想定できるのであればありがたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと申します。

ただいま当高橋課長が紹介されたわけでございますけれども、ひとつ委員の皆様よろしくお導きのほどをお願ひしたいというふうに申します。末尾に評価委員の先生方、県の関係職員の皆様の今後ともさらなるご理解とご協力をお願ひ申し上げまして御礼のあいさつといたします。

なお、本日は私も最後までこの委員会の内容を傍聴させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。こういう機会を設けていただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。

○司会 それでは、ただいまより第12回評価委員会を開会いたします。

2 あいさつ

○司会 初めに、開会に当たりまして、環境生活部長の小泉よりごあいさつ申し上げます。

○小泉環境生活部長 環境生活部長の小泉でございます。

本日は大変お忙しい中、第12回評価委員会にご出席を賜り心より御礼と感謝を申し上げたいと申します。また、日ごろから竹の内処分場の対策につきまして、多大なるご審議を賜っておりますことをこの場をおかりしまして、改めて御礼を申し上げたいと申します。

本日の議題はお手元に差し上げているとおり、生活環境影響調査報告書の1件でございます。あと、報告事項として処分場の水準測量結果について、あと浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果についての2件を報告させていただきたいというふうに考えております。

この評価委員会におきまして、いろいろな多種多様なご議論をいただきながら、処分場の安定化に向けて、県としても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしまして、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、本日出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。

初めに、須藤委員長でございます。

○須藤委員長 須藤でございます。どうぞよろしく。

○司会 細見副委員長でございます。

○細見委員 細見でございます。

○司会 藤巻副委員長でございます。

○藤巻委員 よろしくお願いいたします。

○司会 井上委員でございます。

○井上委員 井上でございます。

○司会 風間委員でございます。

○風間委員 風間です。よろしくお願ひします。

○司会 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。

○司会 高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

○司会 最後に、田村委員でございます。

○田村委員 田村でございます。

○司会 次に、事務局の出席者をご紹介します。

ただいまごあいさつ申し上げました環境生活部長の小泉でございます。

○小泉環境生活部長 よろしくお願いいたします。

○司会 加茂次長でございます。

○加茂次長 よろしくお願ひします。

○司会 渡部室長でございます。

○事務局（渡部室長） よろしくお願ひします。

○司会 それでは、議題の審議に入らせていただきます。

議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定に基づきまして委員長が務めることになってございます。須藤委員長、よろしくお願ひします。

なお、本日も佐藤委員より傍聴人発言の申し出がございましたので、その取り扱いもあわせてましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○須藤委員長 かしこまりました。

それでは、一言ごあいさつを申し上げた後、議事進行に入りたいと思ひます。

大変委員の先生方にはご多用の中、また非常にこのところ寒い日が、冷え込む日が続いておりますが、そういう中をお繰り合わせご出席いただきましてどうもありがとうございます。

もう既に第12回の委員会を迎えるということになったわけでごさいます、懸案事項さまざま解決をせずに残っている部分が非常に多いかと思えます。今回も今回分の報告書を見ていただいて、特に問題がなければそれを答申としていきたいと思えますので、よろしくご配慮をいただきたいと、こういうふうに思えます。

先ほど司会からございましたように、本日も地元の委員の方から、会議の前にご発言をいただきたいということを伺っております。これをいかが取り計らいましょうか、よろしゅうございましょうか。毎回お願いをしているわけでごさいますが、よろしゅうございましょうか。

特に、ご異議がなければ強いご希望でもございますので、傍聴人の発言を認めていきたいと思えます。これは会議の入る前ということでごさいますので、ただいまから昨日まで3人の方のお申込みがあったんですが、現在2人の大内さんと鈴木さんからご発言を認めてほしいというお願いがございました。

それでは、順番にお願いをしたいと思えます。それでは、大内さんからどうぞ。（「委員長、すみません」の声あり）はい、何か。

○佐藤委員 今、事務局からもお話があつて、委員長もお話しされたと思うんですけども、傍聴人の発言というふうな捉え方なんですけど、私から見れば傍聴人の発言ということではないんだというふうにこの頃思っています。被害者の発言じゃないかと。そういう意味で、ただ傍聴人の発言ということにさせていただいてきましたけれども、非常に困ることだよなど。被害者の発言だよというふうな、現地からの発言というふうにとらえていただければと思っていたところでごさいます。そのことで、今後、例えば法律的なことになれば弁護士の先生にお願いして、先生にご意見をいただきたいんですがということで、ご紹介したいというようなことも今後考えていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、その辺に関して傍聴人のかぎ括弧だけはとっていただければと思っております。よろしくお願ひします。

○須藤委員長 それはまた後ほど検討、これは私だけで決められる問題ではございませぬので、一応今のご意見を承りましたということで、今の目的はあくまでも傍聴人としてご出席いただいておりますので、傍聴人としてご発言いただきたいと思えます。（「はい」の声あり）

○大内 どうも皆さんご苦勞さまでございます。いつも竹の内の問題についてはいろいろと心配してもらって、処理してもらっているとは思っているんですけども、いつも同じことなので、私は学問的なことはよくわからないんです。でも、環境的に住民の皆さんが安全・安心の生活できるようには早くあそこを収束してもらいたいなどは思うんですけども、私いつも最終処分場という言葉出ているんですけども、処分場は最終処分場ということでやったんですから、

それは仕方のないことなのでしょうけれども、あれは中間処理場なんですよ。

だって、最終処分場だったらガス噴いたり、それから硫化水素が出たりなんていうことは絶対にあってはならないはずなんだと思うんです。ですけれども、やはり最初に最終処分場として出発したその時点から考えると、これも仕方のないことかと思えます。

それで、私たちあそこに住んでいる住民としては、一番心配なのは目に見えてガス何回か噴きましたね。これは何も原因のないところでなったはずはないんです。ですけれども、生活に、原発の説明と同じように、生活に直ちに影響はないとか、基準値以下だとか、そういう話で片づけてられました。でも、ガス噴いているのは、これは事実なんです。だとすると、それをどのようにしてその噴出ガス出ないようにするのかなというのも問題だろうと思うんです。

そして、処分場の中の、今回の地震でもいろいろ地層の研究とか、いろいろされていましたが、あそこやはり小さいボーリングでなくて、少し大きめにボーリングして、どんなのが入っているのか、どの辺に焼却灰が入っていて、それから生活雑排水がどんなふうに入っているのか。最初のうちは確かに定められた安定5品目だったろうと思うんです。だから、それらはどの辺に入っていてというような、そのきちっとしたデータを出してもらって、そしてガスなんて絶対噴かないような状態に早くしてもらいたいと思うんです。

みんな目に見えてガス噴出したりしますと、何だろう、いつまでここかかるんだろうという、みんな疑心暗鬼、不安で生活するのにやっぱり子供たちにここに生活させられないんじゃないかとか、みんな思うわけです。岡さんなんかはもちろん子供さんがあそこにはもう絶対帰ってこないと言っていると言っているんですよ。やはり私も自分の子供、孫にはあその場所に住ませたいとは思いません。だから、それらについては町の方でも考えてもらいたいと思っているんですけど、人数はだんだん少子化で少なくなってきています。そうすると、そこに自分たちの子や孫が住まなくなったらだんだん過疎化になって、そして町がどんなふうになるのかなと心配でしょうがないんです。

ですから、私はもっとボーリング、この前多分ボーリングしてもらえるような話だったんじゃないかと思うんです。だけれども、その後一向にそれはなされてないと思っています。だから、その原因追求するためにも少し大きめのボーリングをしてもらって、何カ所かやってもらって、そしてその地層、どの辺にどんなものが入っているか、絶対変なもの、いろいろ入っているんです。前だって医療廃棄物の、それから針とかそういった、いろいろなそういうのが入っていましたので、そんなふうなこともきちっと調べてもらいたいと思います。

名指しはできないけれども、お巡りさんたちだってね、あそこに人の二、三人も入っている

んでないかと、そういう感覚持っているんですよ。そして、私は直接その話聞いていますから、やっぱり心配なんです。だけれども、今の知事さんでない時の話だったから、そしてその話はずっとそのままやっぱり生きていますよ。

実は今日午前中に鈴木健一さんといろいろ話し合ったんだけど、やっぱり大変なんだよなという話で、そして人のことはどうこう言えないけれども、浅野さんなんかかわいそうに、ああいうふうな白血病になって離婚したんでないかなと、これが公務員のお偉い人の話かしらって思ったけれども、やっぱりみんなそんなふうと思うんで、一般の人が不思議に思うのは当たり前だと思うので、あそこもって原因追求するためにボーリングの三つ、四つ掘っていただいて、地層のはっきりしたデータを出してもらいたいと思います。

そして、あの噴出ガスはもう絶対出ないような、そういう対策をとっていただきたいと思います。委員長、よろしくお願いします。そして、県の方では何、あの騒いでいるやつら今に死ぬだろうから、その後でいいやと、もう長々とただ追求もしないで、騒いでいるのが皆年寄りだから、若い者が騒いでいるんでないから心配ないやぐらいの調子なんだろうと思うんですけども、ぜひ委員長、県の方に実行してもらおうように話してください。お願いいたします。すみません。

○須藤委員長 どうもご意見ありがとうございました。

それでは、鈴木さん、続けてどうぞ。

○鈴木 鈴木でございます。

地権者からの、いわゆる無償譲渡の話については、前回の評価委員会、8月でしたか、の中で報告をしたところでございます。その後、県の方からこの地権者の申し入れに対する回答が実は9月15日になされておまして、一言で言えばこの回答の中身は、まずは安定化に向けて環境対策を確実に実施していきますのでご理解願いますというふうなことで、今対策をやっているから、そこに力を入れているのでご理解願いますというふうなことで、具体的にこの無償譲渡に関して県が受けるとか、受けないとかという判断は避けている回答になっております。

しかし、この環境対策をしていくということであっても、この間ずっと数年の間モニタリングはされてはきているわけですが、具体的な環境対策、つまり無害化のためのPRB、例えばそういう対策とか、あるいはまたポンプ&トリートメントとか、そういうふうな具体的な対策というのは何らなされてこなかったんでないかというふうに思っているところでございます。

さて、評価委員会の方は、この評価委員会では、現在の評価は生活環境に影響を及ぼすような事象はないというふうな、そういう見解になっております。しかし、鉛や砒素、ダイオキシ

ンが基準を超えているし、また、11月28日に発生しました、いわゆるガスと一緒に噴出水が出てくると、こういうふうな状況、そういったことを見れば、今後ともモニタリングを続ける必要があると、こういうふうな見解に今なっているんでないかというふうに思います。

したがって、生活に支障がないということであっても、処分場の廃止はできないという現状にあるわけですね。では、この処分場の廃止ができない状態のまま、このままでいつまで続くのかという問題になるわけでございます。これまで指摘されているように、県が何ら無害化の対策を打たないでモニタリングをこのまま模様眺めしているのであれば、やはり50年や100年はかかるだろうというふうに指摘されているわけでございます。

しかし、それでは私どもも死んでしまうし、この地域住民は、これは本当に死んでも死に切れないという状況じゃないかというふうに思うわけでございます。したがって、県はまずこの無害化を進めるための具体的な対策、方法はいろいろあるというふうに思いますけれども、無害化の対策を具体的にやっぱり行うことが必要だというふうに思います。もし行わないと、そんなことできないと、みんなの生活に支障ないガスの濃度であるからいいんだと、こういうふうなことで、例えば経年変化、いわゆる自然淘汰を待つというのであれば、早速地権者の申し出がありますから、無償の譲渡を受けて公有化して、そして例えば、これは例えばの話でバイオのそういう試験ベースとか、あるいはまた、太陽光発電の施設を集めるとか、そんないろいろなことをやりながら、いわゆる風評被害などを避けながら何らかのそういう前向きの対策というものも、長年時間はかかると思いますけれども、そういう方法もあるんでないかと。

もちろんその間ずっとモニタリングを続けてなくてはならないし、あるいはまた、実際に水槽をつくって魚を飼っておくとか、いろいろな対策も講じながらそういう公共用地として、公有地としていろいろ手を打って、そして自然環境というか、あそこの環境をなるべく支障のない状態を続けていくという方法もこれは考えられるのではないかと。

本当は、これは後で言った話は正直言ってこれは具体的には、まして無害化が先なんで、それをやらしてもらえばいいんですが、どうしても県が嫌と言え、それ以上、採算上できないんだとか何かというのであれば、いろいろな方法もあるのではないかというふうなことで、その辺のところにとつて検討を加えていただきたいなというふうに思うわけでございます。

そのような観点から、この評価委員会としては、これまでもモニタリングを続けてきたわけですが、単にモニタリングを見守るということではなくて、無害化のために、無害化を進めるために早めるためにどういうふうな対策が必要なんだというふうなこととか、あるいはまた土地のあり方、土地のあり方についてはどのようにした方がいいのかというふうなこととか、あ

るいはまた、処分場の廃止に向けたプロセス、どんなふうな段階でどんなようなことをするのかと、こういうふうなことを議論、検討をしまして、今一度県に対して答申なのか、あるいはまた提言というべきなのか、そういったことをぜひこれは評価委員会として、やはりそこはひとつ検討を加えてお願いしたいなというふうに思っております。そうでないと、私どもこのままやはり生殺しになったんでは、全く先ほども言ったように死んでも死に切れないんです、これは。ぜひその辺をお願いしたいと思います。終わります。

○須藤委員長 鈴木さん、どうもありがとうございます。

ただいま大内さんと鈴木さんから大変具体的なお提案もいただきました。どうぞ事務局もそうでございますが、委員の先生方もこれからの審議に十分その辺のことを斟酌をされてお考えをいただきたいと思いますが、今の発言に対してどれがどのように対応するかというような今日の議題でもございませんので、一応ここでお二人に感謝をいたしまして、先生方、あるいは事務局には大いにこれを参考にさせていただくということに、この場ではとどめさせていただきます。

それでは、これから議題に入りますが、その前に本会議の設立要件についてご報告願います。

○司会 それでは、本委員会の委員10名中、本日9名の出席をいただいておりますので、評価委員会条例の規定に基づきまして、本日の会議が成立をいたします。

また、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の配付資料のほうは、次第と、それから出席者名簿、座席表、これにつけ加えまして審議に係る資料としまして、諮問事項、生活環境影響調査報告書（案）について、それから、報告事項1、処分場の水準測量結果について、報告事項2、浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果について、参考資料といたしまして、処分場の現状及びデータ編、これをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

○須藤委員長 皆さん、よろしゅうございますか。

データ編は…、

○司会 データ編は会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3. 議 事

(1) 審議事項

生活環境影響調査報告書（案）について

○須藤委員長 それでは、ただいまから今のお話でございますので、議題の審議に入ります。

諮問事項、報告事項をまとめて説明願います。事務局どうぞ。

○事務局（渡部室長） では、私の方から一括してご説明をさせていただきます。

○佐藤委員 目の前の今真ん中の人いなくなったんだけど、何か用事があった。トイレに行ったのかな。（「ちょっと急用が入った、ごめんなさい」の声あり）急用が入ったの。間もなく帰ってくるのね。（「と思います」の声あり）

○事務局（渡部室長） よろしいですか。

○須藤委員長 どうぞ。

○事務局（渡部室長） 最初に、諮問事項でございますが、その説明に入る前に前回の評価委員会におきまして、浸出水拡散防止対策の実施に係る諮問に関する質疑・応答がございましたので、今回の諮問に際して県の考えを簡単にご説明させていただきます。

浸出水拡散防止対策の実施時期につきましては、竹の内処分場に係る支障除去等事業実施計画の中で、モニタリングの結果から場内保有水の汚染濃度が上昇し、かつ場外地下水において汚染物質の検出濃度が継続的に上昇する兆候があらわれ、地下水環境基準を超えるおそれが顕著になった場合、こういったときに実施するとしてございます。

今回の諮問事項であります生活環境影響調査報告書案に対する意見、これはいわゆるモニタリング結果の評価をお願いするものでありますが、実施計画の記載にありますように、モニタリングの結果は浸出水拡散防止対策の実施時期の判断に直結するものでございます。したがって、モニタリングの結果によりましては、浸出水拡散防止対策の実施時期等も含めてご審議、答申をいただくことと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項についてのご説明をいたします。

お手元のA3版の概要版に沿ってご説明をいたします。

まず、1ページ目でございますが、今回の調査は、昨年の4月から9月までの半年間に行った調査内容の報告でございますが、調査内容は右側の表のとおりで、また2ページの方にはモニタリング計画の詳細を掲載してございます。

なお、モニタリング計画の見直しを行いまして、今年度から測定回数を年4回から年1回に縮小した測定項目がございますが、この測定項目については第2四半期の分で実施をいたしました。

それでは、まず調査ごとの結果を、順を追って説明をいたします。

3ページをご覧ください。

3ページは大気環境調査でございますが、右下の図に示した処分場内と対象地点である村田

町役場、この2地点で6月と8月に調査をいたしました。その結果は、環境基準が設定されている4物質、それから指針値が定められている6物質、その他36物質、全部で46物質を測りましたが、すべての項目で処分場内と対象地点で同程度でありまして、基準値を設定されている項目は当該基準を満たした結果でございました。

次、5ページをごらんください。

5ページは、硫化水素連続調査であります。右下の地点図で黒い四角で示した地点、処分場東側の敷地境界2地点と300mほど離れた村田第二中学校、この3地点で24時間30秒間隔で連続測定をしております。この調査期間におきましても、その3地点で悪臭防止法の厳しい方の基準である0.02ppmを超過した結果はございませんでした。

6ページをごらんください。

6ページは放流水と河川水の水質調査結果でございます。

処分場の放流水の水質は、分析したすべての項目で廃棄物処理法に定める放流水基準に適合をしておりました。今年度から測定項目に加えました溶存酸素量につきましては、7.2~7.7mg/Lと、酸素の飽和度としては比較的高い結果でございました。1,4-ジオキサンは、放流水の水質基準項目にはございませんが、7月に0.020mg/L、9月に0.014mg/L検出されてございます。

それから、放流先である荒川の水質ですが、放流水合流地点の上流側、下流側の水質はいずれの項目も同程度でございました。

7ページをごらんください。

7ページは、場内の浸透水、それから上流側、下流側の地下水の水質調査結果でございます。場内が9地点、周辺が上流2地点、下流2地点の4地点となっております。

まず、場内の浸透水の水質でございますが、記載してございますように、鉛と砒素が1点、ベンゼンが2地点、BODが1地点で廃棄物処理法の地下水等検査項目基準等に適合をしませんでした。また、ふっ素、ほう素は8地点、1,4-ジオキサンは1地点、ダイオキシン類は3地点で環境基準に適合しておりませんでした。

このうち、ダイオキシン類につきましては、一昨年11月の調査時にH16-5で110pg-TEQ/Lの高い値を示しましたが、今回の調査では25pg-TEQ/Lでございました。また、1,4-ジオキサンは平成22年度から測定してございますが、すべての地点で検出、場内浸透水のすべての地点で検出されており、環境基準を超過している地点もありますことから、今後ともその挙動を注意していく必要があると考えております。

また、硫化物イオン、これは硫化水素ガス発生との関連が考えられるということで、今年度から測定項目に加えたところであります。9地点のうち5地点で検出され、その濃度の範囲は0.2～9.6mg/Lという結果でございました。

それから、処分場周辺の地下水につきましては、上流側のH17-19という地点で鉛と砒素が環境基準を超える値で検出をされました。特に、6月の調査には砒素が0.063mg/Lと高い値となりましたが、このときの浮遊物質量SSが540mg/Lと極めて高い結果でございまして、土粒子の成分が影響したものと考えております。鉛、砒素以外の項目につきましては、4カ所のすべての観測井戸におきまして地下水等検査項目基準並びに地下水環境基準に適合しており、また特別上昇の傾向は認められませんでした。

9ページでございしますが、(1)発生ガスの調査でございします。

こちらは毎月調査を実施しているものでございしますが、場内の11地点の井戸で発生ガスと浸透水の簡易な調査をしているものでございします。

まず、発生ガスについてですが、硫化水素の濃度は一番高いH16-11で最大230ppmという結果でございました。硫化水素の濃度は、平成13年度の測定開始当初に比較しますと全体的に減少傾向にございしますが、最近が目立った減少傾向は示しておらず、ほぼ横ばいの状況となっております。また、メタンの濃度はH16-5で最大94%を示しましたほか、H16-10、H16-11で他の地点と比較して濃度が高い状況でありました。

発生ガス量でございしますが、H16-5で7月の調査時に1分当たり1.8L、H16-6で8月に1分当たり1.5Lと比較的高い値を示しましたが、その他の地点は1分当たり1L以下の状況でございします。

なお、No.3とNo.5は以前から浸透水が噴出する事象が時々発生しておりますが、この4月から9月までの調査期間では、4月7日の余震時にNo.3で噴出、5月11日の月1回の発生ガス等調査の採水時にNo.5で浸透水の噴出が発生してございします。

それから、10ページをごらんください。

こちらは浸透水の水質でございしますが、このうち硫酸イオン濃度、これは変動がありますけれども、比較的高い値を示しているのはH16-5、H16-11、No.5で、高いときには100mg/Lを超える値となっております。また、塩化物イオン濃度はH16-13、H16-5、H16-11が他の地点より高い値を示してございしますが、その他の地点は200mg/L以下の濃度で推移をしてございします。

また、(3)の下流側地下水と(4)の放流水でございしますが、先ほどご説明した四半期ご

との水質調査に加えまして、今年度から浸透水と同じように電気伝導率や酸化還元電位などを毎月調査することといたしました。浸透水と同様に硫酸イオン、塩化物イオン、電気伝導率のグラフを浸透水と別に掲載しておりますけれども、まだ半年分でございますので、今後データを蓄積して評価したいと考えております。

次に、11ページをごらんください。

11ページは、観測井戸14地点の1 mごとの地中温度を測定したものでございます。今期は7月と9月の2回測定をいたしました。最も水温が高かった地点はH16-13で、7月は一番高いところで33.2℃、9月は31.2℃であり、埋立区域外のLoc. 1Aと温度差を比較してみますと、20℃度を若干下回るような高い温度となっております。微生物による廃棄物の分解反応によって温度が高くなっているものと考えられます。

12ページの方は地下水位の調査でございますが、12ページのグラフは埋立区域外の地下水5地点の水位変動、13ページには埋立区域内の浸透水9地点の水位変動をグラフで示してございます。

水位は、全体としては上流側が高く、処分場の奥の方ですね、上流側が高く入り口の下流側が低いという状況で、逆転はしていないことから、浸透水の流下は上流側から下流側になっていると推察されます。

なお、3月11日に発生した大地震によって地盤沈下しているおそれがあるということで、昨年12月に水準測量を実施しました。後ほど説明をいたしますが、その結果地盤が全体的に十数cm沈下していることが判明いたしました。ここに掲載している水位データは地震前の井戸の地盤標高をもとに算定したもので、まだ補正はしていない状況でございます。

14ページをごらんください。

多機能性覆土状況調査でございますが、6月と9月にグラウンドエアシステムで調査をいたしました。多機能性覆土施工地点13地点と比較対照地点13地点、いずれも硫化水素は定量下限値の0.2ppm未満でございました。

また、この調査に合わせまして、平成22年度に実施した表層ガス調査で硫化水素濃度が比較的高かった地点について、グラウンドエアシステムで地表ガス調査を実施しましたが、その地点も5地点とも0.2ppm未満という結果でございました。

15ページはバイオモニタリング結果でございます。

検査を実施している機関である県の保健環境センターが地震で被災したために、第1四半期は欠測となりました。第2四半期分の9月の測定結果だけ載せておりますけれども、荒川の上

流、下流ともにAOD値が710%であり、上流と下流のAOD値に差がありませんでした。

最後に各観測井戸における発生ガス等調査結果と水質調査結果の経年変化の上がり下がり、横ばい等の傾向を一覧表にしまして矢印で整理した表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

1ページに戻っていただきまして、1ページの下段の方に今ご説明しました各調査結果の全体的な総括としてモニタリングの結果及び評価を記載してございます。

生活環境影響調査結果の評価の案といたしましては、本期間中の環境モニタリングの結果、敷地境界での硫化水素濃度、地下水及び放流水の水質は法令の規定基準を満たしており、また処分場の発生ガス、浸透水等による大気汚染、水質汚濁は認められず、周辺地域の生活環境に支障を及ぼす状況にはないというふうにいたしました。

なお、付記事項といたしまして、処分場内観測井戸での調査の結果、依然として周辺の地中温度よりも最高で20℃近く高い地点があること、鉛、砒素、ベンゼン、BODが複数の地点で基準に適合していないこと、またダイオキシン類、1,4-ジオキサン等が地下水環境基準を超えていることなど、処分場内部は安定した状況には至っていないことから、引き続き周辺環境への影響及び処分場の状態を把握するためモニタリングを実施し、その結果を踏まえて適切な対応を図る必要があるというふうに整理をいたしました。

審議事項のご説明は以上でございます。

○須藤委員長 もう少し続けて、（「報告事項も」の声あり）じゃあ、あわせてやってください。一括でやってください。

（2）報告事項

①処分場の水準測量結果について

○事務局（渡部室長） 次に、報告事項についてご説明いたします。

報告事項の1件目、処分場の水準測量結果についてであります。

報告事項1の資料をごらんください。

前回の評価委員会でのご審議を踏まえ、さきの生活環境影響調査報告書で3月の大地震により地盤沈下が生じている可能性があり、その影響も懸念されることから、地盤沈下量の測定を行うというふうにしておりましたことから、昨年暮れである12月に調査を実施しましたので、報告をするものであります。

初めに、2の調査方法ですが、まず基準とする地点を1地点選定しまして、GPS装置を用

いて地盤高を測定いたしました。次に、この基準点をもとに処分場内外の16地点を順次水準測量をいたしまして地盤高を算定し、過去の地盤高と比較して沈下量を求めました。

調査地点は3と4に記載しているとおり、過去の測量で設置しました三級基準点、仮ベンチマーク、観測井戸設置地点などから選定をいたしました。

調査は12月9日、12日と2日間で行いました。

裏面が調査結果でございますが、表の1の調査結果一覧表をごらんいただければと思います。

この表は、調査地点ごとに過去の地盤高、今回の測量結果による地盤高、過去の地盤高と比較した沈下量、調査地点の概要を整理したものでございまして、沈下量の多い順に上から並べております。また、埋立区域内の調査地点は黄色い色になっております。その調査地点の位置は下の図の1に示してありますので、あわせてご覧ください。

沈下量は最大が観測井戸のH16-6で37cm、最小が観測井戸Loc. 3で6cmでございました。この一番沈下量の大きかったH16-6の地点は処分場の残土を盛った小高い場所にございまして、地震で残土の山が沈下し井戸が15cmほど浮き上がったように見えるような状態になっておったところでございまして、他の地点よりもそういったことで沈下量が大きかったものと思われまます。

一方、Loc. 3は処分場の上流にある地下水の観測井戸でございますが、この沈下量がなぜ小さかったかについては今のところ不明でございます。この特異的な沈下量を示した2地点を除いてみますと、全体の沈下量は大体13～18cmの範囲におさまっております。今回の調査結果の考察を4点に整理をしてみました。

7の考察のところに書いてございますが、1点目、地震の地殻変動により、処分場を含む竹の内地区全体が13cm程度沈下したものと推測されること。これは参考として資料に添付しております国土地理院の資料でもこの地域、村田町の地域は10～20cm沈下しているというふうな結果になっており、また大河原にあります国の一等水準点が19cm沈下したというふうな結果もあるようでございまして、この13cmの沈下は局所的なものではなく、地震による地殻変動による広範囲な沈下であると考えられます。

2点目、埋立区域の中と埋立区域外の沈下量を比較しますと、区域内の沈下量が区域外より2～5cm大きい結果でありました。これは、埋立区域は廃棄物埋立や覆土があるために、埋立区域外よりも沈下量が大きかったものと考えられます。

3点目、埋立区域内の調査地点の沈下量はほぼ一定で不等な沈下は生じていないこと、また、埋立区域内の調査地点における埋め立てた廃棄物層の厚さと沈下量には明確な差は認められな

かったこと。

最後に、ちょっと考察になるかどうかはあれですが、4点目としまして観測井戸で連続測定している水位の観測データは、地震前に測量した地盤高を基に算定しておりますが、今回の測量で標高が変化していることが明らかになりましたので、地震後の水位データについては、今回調査しなかった観測井戸の地盤高を測量した上で、地震後の正確な地盤高を基に算定する必要がありますと考えました。

報告事項の1の説明は以上でございます。

②浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果について

○須藤委員長 どうぞ続けてください。

○事務局（渡部室長） それから、次に報告事項の2でございますが、浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果でございます。

No.3とNo.5の噴出事象につきまして、生活環境保全上の支障の有無を評価するため、風間委員のご協力を得ながら、昨年度に引き続き今年度も調査を実施しております。これまでのところの調査結果の中間報告をさせていただきます。

今年度はこれまで2回調査を試みましたが、1回目の9月の調査では準備をしましたが、噴出事象が発生しませんでした。2回目の11月の調査ではNo.3、No.5とも噴出が発生しましたが、No.3は準備作業中に噴出してしまいまして、残念ながら試料の採取をすることができませんでした。

測定結果は裏面のとおりでございますが、No.5は試料採取装置をセットし、井戸内の浸透水を約1L程度くみ上げたときに噴出が始まり、18分間噴出が継続いたしました。その間の噴出したガスの量は360L程度、噴出したガスの硫化水素の最大濃度は78ppmでありました。また、浸透水はほとんど採取されませんでした。

噴出したガスの硫化水素濃度の量から簡易な拡散の計算を試みましたが、敷地境界まで達した時点では0.02ppmを十分下回るような噴出だったものと考えております。また、No.3の方は、試料採取はできませんでした。噴出時間が約2分間ほどとNo.5に比べると短い時間でございますが、噴出の高さは3mほどの高さでございます。

なお、3回目の調査を来月に予定をしております。

それから、報告事項の議題にはちょっと載せておりませんでした。若干お時間をいただきまして、もう1点ちょっとご報告をさせていただきます。

平成22年6月の評価委員会において、放流先河川の荒川を対象に実施しているバイオモニタリング、今現在やっておりますが、これに加えて放流水を対象としたバイオモニタリングを検討実施するよう委員長から指示をいただいております。放流水を対象としたバイオモニタリングはまだ実施に至っておりませんが、現時点における考えなり検討状況の報告をさせていただきます。

初めに、バイオモニタリングに係る県の考え方でございますが、バイオモニタリングの目的は、生態系に及ぼすリスクの評価でございます。当処分場の場合には、放流水が放流先河川である荒川の生態系に及ぼす影響を評価することと考えてございます。現在実施しているAOD試験は、河川や湖沼などの環境水を試料水として試料水を凍結濃縮しアカヒレを供試魚に用いて半数致死濃度を測定する試験でございますが、放流水の合流地点の上流と下流側の試験結果を比較することで、放流水が荒川に及ぼす魚への影響をある程度把握できるものと考えてございます。

課題となっている放流水を対象としたバイオモニタリングでございますが、水質調査結果からもわかりますとおり、放流水は河川水と比べてさまざまな化学物質の濃度が高いため、放流水での試験は放流水がある程度毒性を有する前提で行うことになるかと思っております。放流水のようにさまざまな化学物質が共存している場合、その放流水が放流先河川等に及ぼす生態系への影響を総合的に把握、評価する手法は今のところ我が国では確立されていない状況でございます。

現在環境省が、須藤委員長が座長を務めた検討会でまとめた報告書を受けまして、現行の排水規制を補完する手法として、いわゆるWET手法の有効性を検討しているところでございます。県としましては、このWET手法の検討結果を待って、その実施の可否を含めて具体的に検討したいと考えております。環境省の検討は平成22年度から24年度の3カ年で実施するという状況になっております。

お手元に国立環境研究所のWET手法の研究をなさされている鑓迫氏に取りまとめたWET手法に関する資料をお配りいたしましたので、ご参考にしていただければと思います。

この放流水のバイオモニタリングの実施に関しまして、この点につきましてもこの委員会でご議論いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の説明を終わります。

○須藤委員長 どうもご報告、ご説明ありがとうございました。

諮問の事項は1点と、それから報告事項2件プラスα、1件はバイオモニタリングの今後の

方向ということで、以上すべて合わせると4件のご報告をいただきました。あと残された時間で先生方のご意見を伺い、最終的には諮問については答申をさせていただければと、こういうふうに思います。

いつもこちらからですから、今回は逆にいって、田村先生の方から順番に、もしあればということで、なければまた時間が十分ございますので、後でご発言いただいても結構でございます。どうぞ。

○田村委員 私が分担することになっています地下水のことについて申し上げます。

結論として大きな変動は見られていないと思います。ただ、いただいたこの資料が9月の最後の水位の観測、9月21日のあの大雨がぎりぎり入ったところまでというところでしょうかね。そのときの上昇まではつかまえてあると。これは多分近年にはあまりなかったくらい雨が降っているのではないかと思うんですが、だから、これその後だんだん下がってくるんだと思いますけれども、その経過に大変関心がございます。その辺のところのデータを逐次出次第見せていただけるといろいろなことが言えるのではないかというふうに思っております。

それから、地震の影響で、地殻変動でもって沈降してしまった、プラスその廃棄物が多分圧密沈下をしたということで、そのところを補正した新しい基準高でこれから評価していくということなんですか。それは適当な時期にずれないようにうまくつないでいただくことが大事かと思えます。

ただ、余効変動と申しましょうか、地震の後の変動がまだゆっくり続いておるようでして、多分月間1mmか2mmくらいはまだ下がっているところがあるように思われます。ですから、大きな変動がない限りこれは続いていいと思うんですけれども、やはりそういうことは続いている。水位の変動の幅が大きいところで年間で数10cm、1mくらいありましたかね。そういうことですので、大きなところには私はないと思うんですが、どこか適当な時期でまたもう1回水準測量を、もう少し経ったところでしていただく方がいいのではないかというふうに思います。

それから、場内の沈下量がほぼ一定ということなんですが、でもやはり数センチの差がございますから、不等沈下は生じていないというのはちょっと言い過ぎではないかというふうに私は考えております。以上です。とりあえず。

○須藤委員長 ありがとうございます。一通り、今1個1個答えるとまたあれですから、まとめて最終的にもう1回議論をしますから。幾つか質問とご要望ありましたのですが、一通り言ってから答えてくださいね、いいですか。それじゃあ、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 まず初めに、新しい先生方も含めて今おいでになられる先生方よろしくお願いをしたいというふうに思います。私も行政という中でこの委員という形で仰せつかったものですから、やはり一番大切にしたいというのは地元生活環境、この処分場がどういう形で推移するんだろうというところに一番、ある意味ではこの評価委員会に対する期待と将来に向けた希望をできれば見出したいなというふうに考えております。

それで、今回県の方で新たに前回の指摘に対する新しいバイオモニタリング関係の提示がありましたし、そういう意味では、このモニタリング評価委員会の中でのモニタリング項目というのもほぼ3年、5年経過をしているという部分がございます。確かに素人ですので、私自身46物質が云々という話は全くわかりませんが、やはりモニタリングの中で今後さらに必要性のあるものとないものの分類をした上で、地元にご説明する機会があってもいいのではないかなというふうな気がします。

それから、この概要報告の中に、必要に応じて追加調査を実施していきますよという部分の中で、専門的な各先生の意見を伺いながら今後の必要性、先ほど地元の傍聴の方からいろいろな試験方法とか、ご提案がありましたし、そういう意味では、土地の有効的な利活用を図られるまでのある程度の時系列的な目標、スタンスとかも含めながら、若干このモニタリングと並行してそういう地元にご提供できる情報も含めてご審議をいただければなど。

若干初めてで何を言っているかわからないんですが、要望等含めて今後のモニタリングの計画も含めて、できれば必要、あるいはこれは重要だという部分のご提示もしていただければなというふうに考えております。今後ともよろしくお願いたします。

○須藤委員長 ありがとうございます。それでは、佐藤委員どうぞ。佐藤委員最後の方がいい。順番だけれども、いいんですか。（「後でゆっくり」の声あり）飛ばしてください。副委員長どうぞ。

○藤巻委員 随分お金をかけていろいろなデータを出してくれてはいると思うんですけども、私前々回にもたしかお話し申し上げたと思うんですが、増えたり減ったりするというような、例えば出てくるガスの量が多い、少ないとか、地下水の量が多い、少ないとかというのがあると、中学校の理科実験の夏休みの宿題みたいな感じで説明しても、これを説明される方が専門ではないので、これ以上はちょっと無理なことは申し上げるつもりではないんですが、最低限なぜそうなったかということの説明をされた方がいいのではないかなと思うんですよね。

例えば出てくるガスの量などは、硫化水素は確かに減っています。ところが一方、メタンは決して減っているようには見えない。そうなりますと、一言例えば硫黄を含むような物質はも

うほぼ全部出てしまったんじゃないとか、有機物の分解がどんどん進んで今一番多いのがメタンでした。それから、メタンとなると、硫化水素と比べたら随分人体に対してそういう行方悪さというのはちょっと下がりますよね。

それから、例えば噴出した報告事項2の表2なんかを見ますと、噴出ガス容積推定600L以上と書いてあって、これは環境生活部の人たちと村田町に住まわれている方々とのこの竹の内処分場に対する思い方といいますか、これはこの処分場に対する温度差が随分あると思うんですよね。ここにいらっしゃる委員の方もそれぞれ一人ずつ微妙に温度差があると思うんですけれども、この温度差というのはちょっと今大き過ぎるかなと思うんです。

例えば600L噴き出したら、この数字が流れたら多分村田町の人には飛び上がると思うんですよね。だけれども、これがほとんどがメタンですよということですよ。この数字、表を見れば。だから、ほとんどがメタンですよと言ったら大したことないわけですよ、そんなには大したことはない。だから、そういうふうな説明の仕方を、やっぱり因果関係とその最終的な結果とを結びつけた説明をされた方がいいのではないかと思いますよね。

それから、やはり先ほど大内さんと鈴木さんが言われましたように、このままぶん投げておいて、自然に消滅、何も問題が特にはなくなるのを待つつもりなのかという質問に対しては、私ここに座っている委員としてはやっぱり冷や汗が流れる思いで聞いていました。これは無責任極まりない。

やっぱりこれから先の方針というのを出していかないと、最終処分場を含むその周辺のいろいろなデータを出してきてこうなりました、こうなりました、こうなりましたと。で、またこの次はこうやります、ああ、こういうのも分析しようというならこうやります、やりますとやっていくだけで、ずっとこのままいっちゃっていつまでたっても終わらないのかという不安感はあると思うんですよ。

だから、何とかして先が見えるような、それこそ大内さんも鈴木さんも生きているうちに大丈夫な状態に持ち込んでいってもらいたいと。要するにそういうことをはっきりと何か打ち出されてはどうでしょうかとは思っています。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは、大変重要なお指摘いただいたんですが、これは最後の質問は、特に小泉部長にお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、後でお答えできるように考えておいてください。じゃあ、風間委員どうぞ。

○風間委員 藤巻先生がおっしゃるようなことを念頭に置いて、私も調査に協力したいと思いがスの噴出については協力させていただいています。その中で、やはり廃止を見据えてどうい

指標に着目していったらいいかということで、一つは、ガスの噴出量もそうですが、ガス中の物質の組成がどういうふうに変わっていくかも調べて行く必要があると思っています。

それから、もう一つ、やっていることは、地下水の温度、熱量の収支をとってしまして、ある期間で発生熱量がどれくらい変化しているかということが廃止基準の指標になるかどうかを一部検討しております。それは、県から依頼された事項に加えてやっていることです。

それから、もう一つは、3月の震災で水準測量と踏査をやっていただきましたが、震災による影響はそれほど大きくなかったということは総じて言えると思われれます。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。じゃあ、井上委員どうぞ。

○井上委員 今まで先生方がご発言されたことに関連していくと思うんですけども、特に水質の面で見ましても、まずモニタリングの結果は結果として、データを出されるのは、それは大切なことだと思うんですが、その上でやっぱりその結果をどう見ていくのか、その辺少し見据えた形のまとめ方というのがそろそろ必要になってきているんじゃないのかなと。

もうちょっと具体的に言いますと、例えば上流、それからあと浸透水から、あと下流とか放流水という形でそれぞれ水質のデータをとってしまして、やはりその上流側には存在していないけれども、下流、あるいは浸透水のところに出てきているものというものがあるわけで、逆に例えば硫酸イオンなんかを見ますと、上流側ではそれほど濃度は高いわけではないんですが、存在していますが、下流側の井戸ではほとんど不検出になってくる。あと浸透水のところではかなり値が変動しているというような状況で、つまりやっぱり硫酸はこの流れの中で、だんだん硫化水素に変わっているというような、そういう傾向が出ているんですが、その辺のところなかなか県だけでまとめるのも難しいところはあると思いますので、少し我々委員とかと相談しながら、少しまとめ方というか、どういうことが起きているんだろうというようなことを考える上で、少し整理を始めるべきでないのかなというふうに思っています。

どうもこの委員会の場合ですと、委員の方からいろいろ指摘し、それを県が答えるというような形になりがちなんですけど、必ずしもそういうことだけではなくて、みんなで少し考えながら方向性を出していくというような、そういう議論をしていかないといけないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございました。稲森先生いいですか。大体内容は送った資料そのとおりでございますので、ご説明伺ってなかったかもしれませんが、内容は資料のとおりでございますので、お読みになっていただいたら、もう意見があれば一応おっしゃってください。

○稲森 質問というか、コメントという、バイオモニタリングのところですね。AOD試験のと

ころで、書きっぷりが余り簡単過ぎて、当然問題ないというのを言いたいと思うんですけれども、もうちょっとこのあたりのところ、水環境に及ぼすこの埋立地の処理水がどう影響するかというのは、極めて重要なポイントだと思うんです。ですから、震災でできなかったというのと、上と下では差がなかったという簡単な表現なんです。

そうしたら、AOD試験というのは400%以上ならば影響ないというような判断基準であるんだったら、影響ないなら影響ないとか、この試験法に基づいてやったら影響ないというようなどころを明確にした方がいいかなというふうに思いましたのと、それと、データも一番後ろにバイオモニタリング1ページだけで、このくらいしかないと言えないのかもしれないけれども、もうちょっと工夫してまとめられたら、なければ仕方ないんですけれども、これ日にちだけ書いてあって、そのときの気候状況はどうなのかとか、雨だったのか、どうなったのかということで、希釈率の問題とか出てくるような気がしますから、もうちょっと丁寧にこのあたりの説明があるといいなと。

それと、別紙で鑪迫典久さんって国立環境研究所の先生で、私自身今マイクロコズムによる環境リスクということで、生態系モデルですね、捕食者の動物プランクトン、藻類が生産者、分解者がバクテリアということで、安定生態系、これは東北大学の栗原 康先生がつくられたのを引き継いでずっと試験やっているんですけれども、そういった環境リスクの中でここにWET法、アメリカで使われている方法を使ってどうあるべきかというのと、これをうまく日本で展開する方策が書かれていますけれども、このAOD試験もこのWETと同じようなスタンスに立ってやられているはずなんです。

ですから、このあたりの説明もせっかくこういった提言ということで鑪迫先生やられていて、この先生はミジンコ試験をOECDの試験方法に標準法として入れた結構やり手の先生なんです。このあたりも参考にしつつ、バイオモニタリングのところの書きっぷりとかまとめ方というのも、より生態系に対して影響がないと、この試験方法でやったら影響はないと、言い切った方が私いいような気がしますので、というのがコメントです。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは、細見副委員長どうぞ。

○細見委員 例えば大気環境調査のところでは、基準とか指針値を赤い線で示しておいて、それよりも低いということ、処分場内と村田町の役場のデータが記載されているわけですが、もう一個の示し方としては、これ多分日本でいろいろなところで測られているデータがあるはずなので、そのデータと比べてじゃあ村田町、あるいはこの処分場内というか、この地域のデータはどのぐらいなのかというのは、ちょっとやっぱりここだけの議論ではなくて、ここ

にもし住んでおられるとしたら、最も避けられないのはやっぱり多分大気だろうと思いますので、大気は少なくとももうそこに住んでいる以上はもうそれを吸入というか、せざるを得ないですので、避けられる、例えば水のように地下水を飲んでいてペットボトルのミネラルウォーターを、もし汚染があった場合にはそういう措置もできるんですけども、大気についてはそれはできないので、じゃあ、硫化水素にしても0.02ppmですか、そういう値がほかの地域とか比べても全く変わりがいいのか、やっぱりここは比較的高いというのか、いや低いというのか、この辺が少しもし示せれば、少しここに地域の住民の方が置かれている状況というのも相対的に少し比較できるんじゃないかと思いますので、ぜひちょっとそこは工夫していろいろ調べていただきたいと思います。

それから、私は東京都の処分場というのは、一般廃棄物の処分場というのは、大きく23区は海の方で埋め立てますし、それから多摩地域の方は山間地というか、日ノ出町と言われているところで埋立処分を行っているわけですが、実はこれは埋立処分場が閉鎖というか終了、要するに埋め立てがもうこれ以上いっぱいになってやめたというところから、ほぼ10数年経過しているわけですが、依然としてこのような状態だと思います。

ですから、この例えばほぼ同じようなものが埋め立てられているとすれば、安定品目以外のものがあって多少汚泥とか、そういう変化し得るものが埋め立てられているとするならば、半年ぐらいですぐ大きな変動というのはなかなか認められなくて、やっぱり数年、あるいは10年とかというオーダーがどうしても私は必要ではないかと思います。

そういう意味では、鈴木さんおっしゃったように、自然減衰というか、要は放っておくと、きれいになるというのを待つという、言い方悪いですけども、そういう方法というのは地下水の汚染があった場合に、そういう措置をとる手法もいろいろ採用はされているところもあります。ただ、私はここで一番大事なのは、やっぱりモニタリングをかちっとしっかりといろいろな点でもしておくというのが一番大事なところで、それがあつた上で今置かれている状況は悪い方向に向かっているのか、いや、ずっと変わらないのか、いやいや少しずつは低減傾向にあるのかと、これを見定めないといけないと。

ですから、もしも少し悪い方向にいつているような場合ですと、今住民の方が言われたように、モニタリングだけではやっぱりまずい可能性が非常に高いと思います。しかし、仮に全体的に減っているという、いろいろ解析例とか、この何年間を通じてそういうのが言えそうであれば、それは、私はその手法を続けていくべきではないかと思います。

ですらか、全く手をこまねいてただ半年ごとにこのデータをこうだった、こうだったと。要

するに基準値より低かったと言いつけるのは、確かにそれも一つ大きな仕事なんですけれども、それ以上に今はこの時間はかかるけれども、減衰していく方向なんだというのは確認できるかどうかというのが、僕は今後のモニタリングの一番のポイントではないかというふうに思います。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。大体何人かの先生共通したご意見をおっしゃっておられるようですが、佐藤委員、それじゃあ、最後がいいとおっしゃったので、どうぞご発言ください。

○佐藤委員 お正月という気分が抜けないところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。特に委員長は、今度放射能の対策に当たっていただけるということでございまして、何かみんな環境生活部がしくじったことを委員長のところに持って行ってしまおうんだなということで、非常に気の毒に思っております。よろしく願いいたします。

それで、今細見先生がこのままいくのかというお話があって、このままいくか、低減傾向があるのかということだったんですが、我々地元にいる人間としたならば低減傾向だって、すうっとなくなっているよなというような感じならば安心なんです、またあるんじゃないのというようなことがどこかにありまして、その辺で全然安心できる状況ではないだろうというふうに思っております。

それで、お正月にテレビ見ていまして、前にこの席で先生たちにこういうところから汚水が流れ出るようになりましたということで、ビデオをお見せしました。そのときにこれは何でしょうかとということで、アップで映したものの名前が硫黄芝というか、バイオマットというのを、ああこれだったんだということで、青森の酸ヶ湯温泉ですか、あそこの温泉の排水のところの写真を見たら、硫黄バイオマットというんでしょうか、硫黄芝、それが出ていたんですね。ああこれだったんだ。何で竹の内からこんなものも出るのというふうに非常に興味深く眺めてはいたんですが、そのバイオマット、硫黄芝だったと。

それで、以前にお話ししたときに、井上先生から竹の内の原水が出る場所は非常にきれいな水だと、EC値も40くらいの水なんですよというふうなお話をしたことがありました。その下流の堀からすぐに今度は鉄イオンのやっぱりバイオマットと言っていいのかわかりませんけれども、そういうふうなものがふわふわ、ふわふわとたくさん出るわけです。そういうふうな状況に竹の内産廃処分場があるんだということがわかってきたというか、ああこんなところにこんなことをしちゃったのかなというふうな気持ちがございます。そういうことが前提にあって、竹の内はどうなるのというふうなことを今考えているところです。

実はこれは言うか言うまいかずっと考えていたんですが、先生たちが得ている情報というのは100%ではありません。間違いありません、これは。言ってみれば竹の内対策室、宮城県環境生活部の竹の内対策室の職員たちのフィルターを通して問題ないのしか提示されていません。これが一番問題なんだろうと。裸の竹の内は先生たちのところには行っていません。

我々ももうそのところ憎まれ口を聞きながらなるべくお届けしようと思ってきましたけれども、もはや限界に近いところまで行ってしまっていて、地震後にU字溝の中間の穴からこんな水が出るようになったよと、温度はこうだよと。それがこの前、この前というか、9月15日前後に一たん止まりました。止まったんですね。

それで入り口の藤巻先生ご存じのじわじわと湧いている水もその前後に止まりました。これは地下水の流れが変わったんだろうというふうに思っていますけれども、U字溝の底の地震で割れた割れ目ができたんですけれども、そこから今度噴き出すような感じになってきた。かなり変わってきたなというふうに思っています、そういうことまで考えなければならぬだろうと。

竹の内対策室が見ているのは、処分場の塀の中しか見ていない、そのデータしか持ってこない、ほかは知らないというふうな言い方なので、地域に住んでいる身としたらこれは安心できないよというふうな気持ちがございます。それで、先生たちにそのところまで見ていただければというふうに、全体として見ていただければ非常にいいなと思っているところでございます。

それから、そこまで言ってしまったので、ついでにですが、普通は塀の上を乗り越えて中に入るんですけども、私が8月以降に処分場の中で竹対の職員と会ってお話をした。上乗り越えてくるの大変だから、佐藤委員にかぎあげましょうねと。いや、よこせなと私が言ったのかわかりませんが、彼は素直な職員だったので、あげるようにいたしますというふうな言い方をなされた。だけれども、そんなことを言ったら上からとめられるぞ、あんた、というようなことで、その職員にはそんなこと簡単に言うものじゃないぞ、おれは宮城県からいきなり恨まれているんだからなというふうな言い方をしました。

それでもかぎもらった方が楽なもので、いつ来るのかと思って待っていたんですが、ついにまだもらっていません。そのこと言うぞと言うと、彼は非常に困った顔をしていました。前よりもずっと素直なんですね。風通しが非常に悪くなっているんだなというふうに思ったわけですね。風通しが悪い。前は職員の人たちにこういう資料ないか、こういう資料を送ってくれないというふうな言い方をずっとしていましたが、大体要望が聞き入れられてきた。こ

のごろになってきたら、あいつの言うことなんか聞くことないんだぞというような言い方があるような、ないような非常にまずい雰囲気になってきているんだなというふうに思っております。

地震以降にそうなったのか、一説によればそんなところじゃないんだ、竹の内どころでない、地震の方が先だろうというような言い方があるみたいですけども、竹の内と放射能問題は全く同一の本当は脳みそで論じなければならぬんだよなというふうに思っております、なぜ風通しが悪くなってきた、これは実感ですよ。今まで15年竹の内の運動をやってきました、実感でございます。

それで、部長がおいでなので、あなたの部下たちはそういうふうなことをなさっています。それで、このことは言わないつもりでした。その職員がかわいそうだから言わない。いじめるんですか、みんなで。そんな約束なんかすべきじゃないというふうにいじめるの。そういうふうな雰囲気があるんですね。そんなのは7、8年前にはなくなったはずなんだ、本当は。我々言うことは大体上の方にも通じたし、きっちりと受けとめてもらえたこともあった。この頃は全然だめ。またあいつが言っているのかと、そんなものは言うこと聞いてくることないんだというような言い方されているのかなと思っているところもあるんですね。

そういうことならば、私これ以上ここにいろいろなことを言ったってしょうがない。8月2日に諮問をするのを、このこととこのことどうして諮問しないのというような言い方しました。諮問はだれが考えるのと言ったら、竹対が考えるんですと室長が言った。その質問の自身に、まず一番先諮問してほしいのは竹の内処分場というのは安定型の処分場として終わったのかということです。安定型処分場なのか、あれはと。そこのところをまず一番先に諮問すべきなんだと思うんです。安定型処分場なら安定型処分場の手当をしていけばいいんだし、安定型でないのなら、それなりの仕掛けをしていかなければならないと。遮水工をどうするのか。

一番先に先生たちに聞かなければならなかったのはそこだったと思うんです。いや、今だってそうなんですけれども、そうでないからこんなふうな騒ぎが起きている。それで風通しが悪い。例えばNo.5とNo.3がずっと噴きっ放しだと。中から出てくるのはメタンだからなというような言い方なんだけれども、炭酸ガス、炭酸ガスもだめか。そこのところ、じゃあコアを出してちょっと見せてよ、みんなにというふうな話になるんだけれども、それは捨ててしまっているんだもの。何回も言うよ、これは。このようなことでちゃんとした席なので、諮問いたしますので、よろしく願いしますというようなことができるでしょうか。現物はもう捨ててしまっているんだから。

問題は我々にあるのではないですよ、これは。宮城県の方にあるんだ。ここのところは何回でも申し上げたい。それで、そいつができないんだったら、私はとにかく3月以降少し考えなければならぬと思っています。来ても意味がないので。

○須藤委員長 佐藤委員、ほかのやりとりもしなくちゃいけませんから、大体ご主張は繰り返してなってますので。

○佐藤委員 わかりました。じゃあ。

○須藤委員長 結論出してください。

○佐藤委員 結論は出ませんよ。

○須藤委員長 いやいや、佐藤委員のおっしゃりたいことをおっしゃっていただいて。

○佐藤委員 とにかく安定産廃場なのかどうかというのが一番の問題なんですよ。

○須藤委員長 そこが指摘されたいわけですよ。はい、わかりました。

○佐藤委員 それから、こういうことを続けていって、先生たちに非常に失礼じゃないかというふうに私は思っております。非常に失礼だと思って、だから、先生たちの悪口は全然言わなくて、遠いところありがとうございますと言うんですが。それで、もう一つ、最後に言わせていただければ、そういうふうなところに注視していただくのは評価委員の先生たちしかいないんだということです。そうでなければ裁判所しかないわけですから。そのところでよろしくお願いいたしますというふうな、先生たちもけがなさないようにひとつよろしく申し上げます。

○須藤委員長 どうもご発言ありがとうございました。一通りこれでご意見をいただきましたので、この評価委員会で議論をしなくてはいけない、評価委員会として議論しなくちゃいけない問題を多少逸脱する部分もあるかとも思いますが、最後に部長から、今後の展望をどうするかというご発言が何人かの先生からもありまして、佐藤委員から強くそれがありましたので、その部分は部長としてお考えをお示しいただいた方がいいかなと思うんで、それ以外のところは先に個々の問題についてのご質問やら、意見やら何やらは、今答えられるところはどうぞ、室長なり、あるいは室長補佐なり室員なりがお答えいただいたらどうでしょうか。このままでというわけにはいきませんので、お答えできるところはしてください。

○事務局（渡部室長） 今各委員からいただきましたご意見なり、ご質問のうち私がお答えできる部分についてお答えをいたします。

まず、田村委員からの地下水の9月の大雨以後の水位の動きがちょっと今回の報告書では切れておりましたけれども、これちょっと小さくて見えないと思いますが、一昨年3月から昨

年の11月までの水位約1年半分の水位を示してありますので、ちょっとこれをプリントをしたものをお配りして田村委員にちょっと見ていただきたいと思います。

○須藤委員長 それはそのとおり。田村先生だけじゃなくて、どうせ渡すんだったら。コピーは。

○事務局（渡部室長） はい、わかりました。

それから、今でも緩やかな地殻変動といいますか、沈下なりが起きているということのご意見もありましたので、これはまたある一定の期間がたった時点で、処分場内外の沈下の状況は再度調査すべき事項と考えております。また、不等沈下が生じていないという表現は問題だということ、おっしゃるとおりだと思いますので、表現を修正をしたいというふうに思います。

それから、高橋委員からのご意見の中では、この必要に応じて追加調査を行うというふうなことを毎回書いてございまして、今後ともモニタリングの結果で、あるいは何か特別の状況が起きたとかいったときに臨時的な調査、こういったモニタリング計画に明記されていない部分であっても必要な調査を実施していきたいと思います。

また、将来的な土地利用を想定した調査というふうなご提言がありましたけれども、この辺につきましても皆様のご意見を今後伺いながら、具体的に頭の中を整理したいと思います。

藤巻委員からデータの上がり下がりだけでなく、やはり原因、理由、因果関係、こういったところについても説明をすべきだというふうなご指摘をいただきました。これについてはそういったできるだけ解析を行って、そのような説明ができるように努力していきます。

それから、風間委員からは、地震の影響で今回の測量結果から大きな影響はなかったのではないかというふうなご意見をいただきまして、ちょっと報告書にはこういった表現はしなかったんですけども、こういったご評価をいただきましてちょっと安心をしたところでございます。

井上委員からは、結果がどうただただけではなくて、やっぱりデータが蓄積されてきたので、結果の解析が必要だろうというふうなご意見がございました。そういった評価ができるのか、そういったところも今後ご相談をさせていただきながら、よりよい報告書にしたいと思います。

それから、稲森委員からはバイオモニタリングのAOD試験のところの記載があまりにも簡単だということですが、確かに上流と下流の結果が毎回ほとんど同じレベルということで、放流水の影響はほとんどないというふうな結果になっております。この辺については記載をもうちょっと具体的にするように検討してまいります。

また、調査時の気象条件等につきまして、これも以前にご指摘されたこともございます。なお、そういった状況につきましても、調査結果の中にきちっと整理をするようにしてまいりま

す。

また、細見委員からは大気調査、非常に宮城県でも県内何カ所かでこういった有害大気のモニタリングとかも行っておりますので、県の他の地点、あるいは必要によっては他県の状況などとも比較できるような整理をしてみたいと思います。

あと、このモニタリングをして悪化傾向にあるのか、横ばいなのか、いい方向に向かっているのかというところ、確かにここは非常に大切に重要なことだと思いました。そういったことがどういうふうに必要な調査なり、どう評価していったらいいかは、今後先生ともご意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

あと、佐藤委員からはいろいろお話がありましたけれども、1点あの竹の内処分場が一体安定型処分場なのかそうでないのか、管理型処分場なのかというふうなところは大事だというふうなご意見がございましたけれども、私どもの整理といたしましては、事業者が県に必要な手続をとってつくった時点では、廃棄物処理法でいう安定型処分場としてできて操業を開始したわけですが、途中で許可容量を超えた埋め立て、あるいは許可以外の、いわゆる安定5品目以外の廃棄物も埋めたというふうな、いわゆる不適正な処理・処分が行われたという状況でございまして、処分場の現状をもって安定型なのか、管理型だとかというふうな区分はなかなかできないと思いますが、安定型の処分場でそのところでできない処分、その安定型処分場ではやってはいけない処分が行われた場所というふうなことだったと思います。

それから、処分場のかぎの問題でございしますが、確かにそういったお話が過去にございまして、私から佐藤委員にきちっとそれに対する回答は申し上げておりませんでした。大変申しわけなく思っております。後日改めて個別にお返事をさせていただきます。

○須藤委員長 よろしいですか。またこれもう少し議論は続けたいと思いますけれども、今までの当方の評価委員会というのは、いろいろなものの測定値があって、それが基準値を満たしているか、満たしていないか、大ざっぱには満たしているわけですから、そう大きな問題はなかろう、ただ、少しずつちょっと問題があるからここは注意しましょう、という程度のことの評価をしてきているわけですね。

将来をずっと見通して、とにかく廃棄物の処分場というのは最終的には完了させて、もうこれ完了しているわけですが、完了させて、最終的には上が、土地が有効利用できるような方向を願うわけですから、それは住民ももちろん皆さんそうおっしゃっておられるわけなので、そのときにどのぐらいの見通しで、放っておけばそうなるのかと言われちゃっているわけですが、それから細見先生は全国的ないろいろなことのお仕事をやられていたので、そういう

ことの時間が10年とか20年とか、完了してからそのぐらいの年数かかるわけですね。そのときに何をもって完了するかというのは、環境省でも難しい判断があるわけですよ。

そういう中で、この問題はどういう見通しを持ったらいいいのか、あるいはまだそういう段階でないから、これから例えば環境生活部としてこれから検討するのかとか、その辺のところの見通しなり何か、それは室長でももちろんよろしいですけども、これはやっぱり重い話なので、部長に一言言っていた後、じゃあ室長が言っていた方がいいんじゃないでしょうか、どうですか。いいですか部長、それで。室長がやる。（「部長に言っていた方がいいでしょう、この問題は」の声あり）

○小泉環境生活部長 今回の評価委員会での生活環境影響調査の目的は、要するに処分場が安定する、それを確かめるためのモニタリングをきちんとまずやっていこうということを前提にやってきたんじゃないかと思うんですけども、どういうふうなことをもって安定化したと見るかどうかというのは、大変大事なことでありますし、ある一面結構難しいんじゃないかというふうな部分もあるんじゃないかと思うんですね。

まず、現在の竹の内の関係については、各大気関係とか含めて指標はかなり良好にはなっているものの、ご案内のとおり噴出水があったり、やっぱり依然としてまだもやもやしている部分があるんじゃないかというふうなことで、うちの方としては当面は事態の推移というか、これまで同様にモニタリングをやっぱり継続していきながら、そういうふうな中でどういうふうな形であれば安定化したと見るのかどうか、それあわせて議論していただければよろしいんじゃないかと。（「まだ、その議論はしていませんよね」の声あり）

ただ、それがまだこちらとしては一、二年の話ではないんじゃないかということで、まずは噴出水とか、そこら辺どういうふうにやったらおさまるかというのもちよっとあるんですけども、そういうふうな点も加味しながら時間を置いて、まずはモニタリングを継続していきたいというふうに。そういうふうな中で、安定化というのもどういうふうな指標というか、考え方であるべきかどうかということもあわせながらご議論していただければというふうに考えておりますけれども。

○須藤委員長 ありがとうございます。そういうことをやっていくためには、こんな違法の安定型処分場なんだけれども、例えば管理型なんかだったらもう既にあるわけですよ。完了しているものがね。よその県、よその地域行ったらね。それはどういう形で完了プロセスをとったとか、こういうものをもう少し調べていただかないと、ここだけのデータで何か物を言うというのも具合が悪いわけですし、上がった下がった、上がった下がった、先ほどの藤巻先生の

話じゃないけれども、上がった下がっただけこんなに集まっていただいて、それだけでやるのもよろしくないの、もう少しデータを相互に考察をしながら、方向性を我々としても勉強しながら見定めていくということは、ここでもう1回お約束をした方がいいんじゃないかな。

あるいはそのことについて事務局として当然それは、我々を使うのもいいですし、そういう専門のコンサルを使うのもいいですし、そんなことをやっていただかないと、いつも同じことで基準値をほとんど超えていないんだから大丈夫でしょうと、支障はないでしょうと、大ざっぱにはそういう結論になっちゃうわけですね。これを繰り返しやっているのはよろしくないというのが多くの先生の意見なんですよね。

そこは私もこれは同感でございますので、委員長としてもそれはもう少しずつ、今回の分はもうこうつくられちゃっているから、これで考察を今からやりましょうといったって何なので、次回からは必ず少し考察を入れながら、将来の方向を見定めるような部分をつくっていきましようということで、部長言われるように一、二年か二、三年か知らないけれども、そのぐらいじゃ何かすぐにぱっといって完了するということは、多分細見先生の意見も聞けばいいんだけど、そういうものじゃないですよ、廃棄物の処分場というのは。それはわかっていますので、もう少し長期の視点が必要なんだろうから、そういうことで、ぜひこれを一応私のまとめとしますから、じゃあ、部長どうぞ。

○小泉環境生活部長 須藤委員長のおっしゃるとおりだと思いますので、そういうふうな形のやっぱり将来を見据えた議論というか、そういうふうなための資料の作成と提供を次年度以降検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○須藤委員長 じゃあ、その意見に対してね。

○佐藤委員 8月2日のこの前の評価委員会で、とにかく諮問が出てないんじゃないかと、このままでいいのかい、竹の内というような諮問が出ていませんよというようなことで、私はそれがなければもうこの会に来てもしようがないというふうな言い方をします。今回もここに報告書の案がありまして、諮問事項ということなので、これを今ちょっと見せられてどうですかというふうな言い方されても何ともどうしようもないなというふうなことがあります。

それから、先ほど申し上げたように、変わるべきは環境生活部というか、竹の内対策室が変わるべきなんだというふうなことを申し上げましたので、今回以降、この諮問の評価の中に私は抜けるということをひとつ了解していただければと思います。もうたくさんで、本当は須藤委員長も一緒に抜けませんか。意味がないもの。

細見先生にお聞きしたいんですが、あんなふうに噴き上がる、今ここに写真が出るようなス

ライドが用意してあるんですけども、こういうふうに嘔きましたというのをやっていませんよ。私のパソコンの中には入っているだけですけども、こういうふうに嘔きました、先生、すごいでしょというような言い方はしていません。そんなの先生たちに見せることないというふうな思惑がどこかにあるんですよ、これは。

○須藤委員長 見せたんでしょう。

○佐藤委員 見てません。見てないはずですよ。私はブログでこういうのをやりましたら、本当に先生たちにお送りしたので、その中でご覧になったかどうかはわかりませんが、事務局としては見せたくないのではないかと。ないんでしょうね、だって仕掛けがあるんだもの、そこに。そんなこと見せることないというような意思が、

○須藤委員長 そこに出せばいいじゃないですか、今。

○佐藤委員 用意してないんだべ。あるのか。

○須藤委員長 いや、そのぐらい用意しているでしょうに。

○佐藤委員 言われなきゃ出さないんですか。

○須藤委員長 見せてあげてください。そのぐらいのところは。

○佐藤委員 ちょっと鮮明でないな。私の持っているのより…、

○須藤委員長 まあ、雰囲気はわかるじゃないですか。

○佐藤委員 とにかく正直ではないということですね。それで、細見先生にお聞きしたいんですが、全国でそんな例があるんでしょうかということで、私はあちこち問い合わせはしていました。

○須藤委員長 全国でって何の例ですか。完了した。

○佐藤委員 全国の産廃場で終わったところでそんなことがあるのかというような、びよんと嘔くような…、

○須藤委員長 いやそれはない、だってびよんと嘔くようじゃ終わってないですから。細見先生どうぞ。

○細見委員 おそらく最終覆土をするときに、中に詰まっているものがさらに分解が進むというようなものであれば、通常ガス抜き管というやつがやっぱり必要なんですよ。それは管理型の処分場であればもともとそれが備えつけられていますので、仮に上をふさいだとしても横側からそのガス抜き管だとか、例えば日ノ出の処分場では、その下にも少し排水や排ガスを抜けるようなパイプをつくってもらったりして、何らかの形でいわば分解してまだ反応というのは進んでいることは確かなので、そのガスをどうやって逃がすのかというのはやっぱりちょっと必

要なことだと思っんですが、通常はそれが目立たないか、あるいはそんなガスのサンプリングがあれば排水というか、浸透水をとったりしませんので、それは多分通常はわからない。

例えば東京湾というか、昔東京も埋め立てしていますので、ああいうところでも地下にメタンガスがたまっているところがあります。多分あるはずですよ。それは例えばボーリングをしたときに出たりすることは多分あるんだと思いますけれども、通常の産廃処分場で表層孔をふさいだ後でその下の水をとりとうとするところは多分ほとんどないからわからないと私は思いますが、今回はモニタリングとして中がどうなっているのかというのは、一番一つ見るのはガス成分とか、それから水とか、それからあとは気温、それからあと沈下量とかというのは一応安定か、どういう状況かというのを見る指標なので、今回よく見ていると、その結果上をふさいだことによってガスは、一部はやっぱりメタンガスが発生しているわけですから、それが圧力が高くなって採水したときに出てくると。

- 佐藤委員 水かけ論になりますので、適当にやめますけれども、実はこういうふうなことがあります。後ろにガス抜き管をこのときは新設してある穴なんですよ、これは。金魚鉢の真空ポンプみたいなやつつけて土の中にパイプを差しまして、それで水の中の圧を抜いてやるんですよ。後ろにある塩ビのパイプが2本うっすらと見えますけれども、うまい写真を使ったなと思っています。見えませんね。それで、抜いてあるんだけど、こういうようなことが起きるといって、まあいいんですが、だから、それはいい加減な仕事だったということなんですけれども、まるっきりいい加減なんです。及び腰で、何もかも及び腰で現在に至るといってございまして、やっぱりこの辺で少し頭冷やして本気になってやってもらうことを…、
- 細見委員 ありがとうございます。もう1回ちょっと事務局に聞きますけれども、後ろにある2本のガス抜き管なんですかね、それは深さはどのぐらいなんですか。
- 事務局（渡部室長） ここに置いてあるプラスチックの筒は、この井戸にふたをして密閉してその井戸の中の空気をちっちゃなポンプで引っ張って、それで筒の中に活性炭を詰めて引っ張ったガスを活性炭を通して大気に無害化して放出するという、引いたガスの処理装置でございます。通常、「ガス抜き管じゃないんだね」の声あり）井戸の中を若干負圧、大気圧より若干低い状態にポンプで引いてその空気を活性炭処理している装置でございます。
- 細見委員 おそらく井戸の上層の空気だけをしているんですかね。それだと非常に局所的なので、通常やるガス抜き管って県でももちろんご存じだと思いますけれども、そんなものではなくて、廃棄物層の中に入るような仕組みでガスを抜かないと、全体としてはなかなか抜けないと思いますね。

今後そこがもし継続してずっと続くようであれば、やっぱり何らか考えないといけないと思いますが、その一番考えるポイントは地温というんですか、水温というのか、廃棄物層内の温度が依然として高い状態でずっと続くということであれば、やはりそれを今の状態がずっと続くんではないかと。

風間先生は熱の収支をとろうとかとおっしゃっていましたが、そういうことが明らかになってくれば、今後ますます温度が上がる方向なのか、やっぱり下がる方向なのかというのは、それはある時期見定めないといけないのかなと思いますけれども。ちょっと佐藤さんがおっしゃった後ろの2本の意味がよくわかりました。

○佐藤委員 1回あれをくっつけてもう対策済みですからというようなことを周辺住民に言っちゃったんですよ。もう大丈夫ですみたいな言い方をして、また嘖いているからざまあみろとこっちは思っていたわけでございます。最後にまとめた、すみませんが終わりにいたします。

それで、先ほどもう廃対の置かれたジレンマみたいなのをばらしてしまいましたので、ひょっとしたら山谷技師とか高橋班長はだれかにいじめられるのかなと思って非常に心配しております。もしそんなことがあれば私のところに言ってきてください、これは。直ちに県庁にやってきて、13階で、その人間たちのところをちょっと首を締めてやろうというふうに思っておりますので、こんなことではいけないんだ、本当の話。そのことです。

それから、室長が佐藤委員にどうしてかぎ渡さないのか私説明に行きますというけれども、来ないでください。ちょっと顔を見たくない。来るんだったら、ちゃんとした上司を連れてやってきてください、それは。菓子折りなんか要らないから。今後はこういうこと絶対いたしませんと何回も言っているんだ、宮城県、そんなことね。そこだけを申し上げて、とにかく変わるべきは廃対の雰囲気なんですよ、これは。100%そうなんだ。以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございます。地元の皆さんと、それから対策室の皆さん、環境生活部の皆さんとの今までのいろいろ歴史も踏まえて幾つかのそういう課題があって、その問題の解決もしなければいけないわけですが、そのこと自身は、この委員会の評価とは別とは言いませんが、そこを一緒に考えちゃうと我々がそのこと責任をとらなくちゃいけなくなりますので、それは一応別でございますので、今の最後の方の提案の問題はそちらで対応してください。

ということで、当方はあくまでも今日説明いただいた4つの資料についてちょっと不十分のところもちろんございますし、それから表現の、田村先生がおっしゃってくれました表現ぶりとかなんかを改めなくちゃいけないのがありますけれども、この委員会の仕事としては諮問を受けたんだから、それを答申とするということで修正をやりたい。特に、稲森先生のおっしゃ

っていた、確かに私もバイオモニタリングのところの部分は何となくあまりにも単純明快、単純明快はいいんだけど、内容がよくわからないので、そこはちょっと修文をしましょう。

それと、今日いろいろ議論したんですが、付記か何かでいいので、先ほど部長がおっしゃっていただいたんだけど、今後は少したデータの評価ではなくて、今後の将来の見通しを立てるような検討もあわせてやっていく必要があるという議論をしたんだから、ということを書きおいた方がいいんで、ここの欄外になるのかな、最後の8で、以上を踏まえとかね、何かそんなような文章をつくってみてください。それで、私が最後見て、それをもって答申にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それじゃあ、そういうことで、修文と、それからちょっと付記を書いて、それでこれを答申にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

4 その他

○須藤委員長　じゃあ、その他として何かございますでしょうか。

○事務局（渡部室長）　私から産廃特措法の延長の動向につきまして、現在の知り得ている範囲での状況について若干ご報告いたします。

産廃特措法は、10年間の時限法でございまして、平成25年3月で失効することになります。それで、環境省では、現在この法律の延長を内々検討しているということで、内々の話ですと、今年の通常国会に延長の法案を提出する方向で現在検討をしているというふうに聞いてございます。もし法律が国会を通った場合には、はっきりはしませんが、10年間延長をすると、平成25年から10年間さらに延長をするということで検討されているということでございます。

以上簡単ですが、情報提供いたします。

○須藤委員長　ありがとうございました。

それじゃあ、私の役割は、これで委員長としての役割は終了いたしますが、あとのところの司会はそれでは事務局の方をお願いをいたします。

5 閉会

○司会　長時間にわたるご審議どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第12回評価委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。